

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A

Q 1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

- A. 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。
また、単元株式数の変更は、株式の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。
今般、当社では5株を1株とする株式併合と単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q 2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

- A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、上場する内国会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。
また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位(1売買単位あたりの価格)を5万円以上50万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を100株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることから、併せて5株を1株に株式併合することを予定しております(株式併合実施後の100株は、併合実施前の500株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の5倍となりますが、単元株式数は10分の1(1,000株→100株)となりますので、実質的には投資単位は併合前の2分の1となります。)
また本株式併合は、東京証券取引所(市場第一部)に上場している同業及び同規模他社との比較から、時価総額に対する普通株式の発行済株式総数の適正化を図るものです。

Q 3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成26年7月31日最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。
具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,100株	1個	220株	2個	なし
例③	1,026株	1個	205株	2個	0.2株
例④	500株	0個	100株	1個	なし
例⑤	453株	0個	90株	0個	0.6株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成26年9月下旬から10月上旬頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かに、ご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は5倍となるためです。また、株価についても、理論上は、併合前の5倍となります。

Q5 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、上記Q3に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合前のご所有株式数が5株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q6 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記Q3の例②、③、⑤のような場合）は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q7 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A. 次のとおり予定しております。

平成26年6月24日	定時株主総会開催日
平成26年7月17日	株式併合公告日
平成26年7月28日	現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日
平成26年7月29日	当社株式の売買単位が100株に変更 株式併合の効果が株価に反映
平成26年8月1日	株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

※ 当社の株主名簿管理人：

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話： 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上